

一般財団法人フソウ育英会
2026年度(2026年4月大学等進学予定)奨学生募集要項

目 的

フソウ育英会は、株式会社フソウ 創業者 故・谷欣一の「理想のないところに新しい歴史の創造はない。夢みることを忘れた人間に現状を変革する力はない。」という生前の信条にもとづき、夢や理想情熱を持ちながら、経済的理由により修学の費用が不足する、日本国内で学ぶ大学生・高等専門学校生に対する支援を行い、社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的としています。

1. 応募資格

①日本国内の大学、短期大学又は高等専門学校（以下、総称して「大学等」という。）に進学予定の学生で、②向学心を持ち、将来社会への活躍と貢献が期待でき、③修学に必要な費用の不足が認められる者で、2026年4月入学又は進学時点で20歳以下であること。

対象進学先	i) 高等学校卒業後の四年制大学への進学 ii) 高等学校卒業後の短期大学への進学 iii) 高等専門学校3年次から高等専門学校4年次への進学 iv) 高等学校卒業後の高等専門学校4年次への編入学 v) 高等専門学校卒業後の高等専門学校専攻科への進学 vi) 高等専門学校卒業後の四年制大学2年次又は3年次への編入学 (※) <u>専修学校(いわゆる専門学校)への進学は、対象外とする。</u>
学 力 基 準	上記の進学先 i ~ iv については2年次、v ~ vi については4年次における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.0以上であること。(i ~ ivを志望する既卒生は、3年次の評価で判断する。) ただし、進学しようとする大学等に対して、学習意欲を有すると判断(作文等での評価)できる場合は考慮する。
家 計 基 準	経済的な支援の必要性も資格要件の1つであるため、世帯の所得金額は選考基準の一つではありますが、 <u>応募に当たっては、所得金額による制限はありません。</u>

2. 採用者数

通期5名程度

3. 奨学金の給付金額

月額5万円

4. 奨学金の給付期間

奨学金を受け取ることができる期間は、大学等への進学月から卒業月までの正規の修学期間とします（学部・学科を問いませんが、最大4年間の支給となります）。

①高等専門学校の本学課程の4年生及び5年生と専攻科課程を合わせた4年間、②高等専門学校の本学課程の4年生及び5年生と大学編入学後の学部課程を合わせた4年間、③大学編入学後の学部課程と修士課程を合わせた4年間も対象とします。志望する場合は、願書「8. その他特記事項」へ明記してください。

なお、①の専攻科課程、②の学部課程又は③の修士課程に進む前に、当財団事務局より、進学状況を確認します。志望どおり進学できない状況であった場合には、①と②の本学課程又は③の学部課程における正規の修学期間の満了をもって、奨学金の支給を終了とします。

5. 奨学金の併用

日本学生支援機構（JASSO）、自治体、公的団体などからの奨学金（給付型及び貸与型）、また入学した大学の授業料免除等の学内奨学金との併用は可能です。ただし、他の民間企業、団体が交付する奨学金（給付型及び貸与型）との併用はできません。

6. 応募方法

次の必要書類を揃えて、在籍高等学校等（既卒生は、卒業校）経由で提出してください（本人からの直接応募申込には応じられません）。

また、ビデオレターは、当財団ホームページに掲載している「ビデオレター作成要領」に従って作成し、録画面接ツール「ITSUMEN（イツメン）」から送信してください。

(1) 願書（作文を含む）	指定書式に、 <u>自筆で必要事項を記入</u> (印刷設定：用紙サイズ A4、両面印刷)
(2) 成績証明書	対象進学先 i～ivについては2年次まで、v～viについては4年次までの成績が分かる証明書を提出
(3) 奨学金推薦書	学校長の記名、押印があるものを提出。独自書式も可とするが、推薦所見（理由）は必須
(4) 所得証明書	<u>生計を一にするご家族の住民税課税所得の通知書又は証明書（写し）</u> を提出
(5) 個人情報の取扱いに関する同意書	指定書式に <u>本人及び身元保証人のそれぞれの署名・捺印</u>
(6) 応募者情報及び身元保証書	指定書式に <u>本人及び身元保証人についての情報をそれぞれ自筆にて記入し捺印</u>
(7) 住民票	本人及び願書に記載する家族全員分
(8) ビデオレター	当財団ホームページのリンクから録画面接ツールに移動し、ビデオレター作成後に同ツールより送信

- (※) 当財団ホームページより、応募書式をダウンロードして、必要事項を記入のうえプリントアウトしてください (URL: <https://www.fuso-ikueikai.or.jp>)
- (※) 提出すべき書類を確認できます「応募書類チェックシート」をご用意しておりますので、是非ご活用ください。
- (※) 「生計を一にする」とは、日常の生活の資を共にすることをいいます。勤務の都合等により応募者と別居している場合でも、①生活費、学資金等を送金しているときや、②日常の起居を共にしていない家族が、勤務等の余暇には他の家族のもとで起居しているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

募集期間

第Ⅰ期：2025年4月1日（火）から同年6月30日（月）まで

第Ⅱ期：2025年9月1日（月）から同年10月31日（金）まで

- (※) 応募書類及びビデオレターは、各期の募集期間終了日までに当財団事務局へ必着するよう、在籍高等学校等経由で郵送ください。募集期間を過ぎた応募は原則として受け付けられません。やむを得ない事情により提出が遅れる場合には、必ず事前にご連絡ください。また、第Ⅰ期で応募された方は、第Ⅱ期は応募できません。

7. 選考の流れと採否について

応募者は、次の選考を経て、奨学生に内定されます。

①書類審査

当財団事務局において、提出書類から学業成績、家計状況などを総合的に評価し、選考します。

②面接審査（ビデオレター審査）

当財団ホームページに掲載している「ビデオレター作成要領」に従ってビデオレターを作成し、提出してください。当財団事務局において、提出書類だけでは読み取ることができない人となり、将来の夢に対する本気度を評価し、選考します。

③奨学生内定

当財団代表理事が内定者を決定し、内定者本人に選考の結果を文書にて通知します。選考結果の通知は、第Ⅰ期分を8月末頃まで、第Ⅱ期分を12月末頃までにお送りする予定です。なお、在籍高等学校等に対しては、内定の採否に関係なく、すべての応募者の選考結果を通知します。

なお、選考の経過及び決定の理由は公表しません。また、提出書類は選考の結果如何にかかわらず返却いたしません。

内定者は、以下の流れで、奨学生に本採用されます。

①内定者は、選考結果通知に同封される「誓約書」の内容を確認したうえで、当財団事務局へ提出してください。

②内定者は、3月末日までに「大学等の合格通知書」及び「奨学金振込口座届出書」を当財団事務局へ提出してください。実際に合格した進学先が願書記載の志望進学先と異なるときは、当財団事務局より理由等を確認させていただく場合があります。

③内定者は、大学等へ入学又は進学後、大学等が発行する在学証明書を取得して、当財団事務局へ提出してください。（採用決定通知書をお送りします。）

(※)書類の提出忘れや内容の不備等により、採用、奨学金の給付において思わぬ不利益が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

なお、内定者が大学等に合格できなかった場合でも、翌年2027年の受験・入学まで、内定者としての権利を留保するものとします。

8. 奨学生の義務

奨学生は、当財団の奨学金給付規程を遵守し、それに規定された義務を果たさなければなりません。特に、採用決定後の誓約書の提出や変更が生じた場合の届出は必ず行ってください。

また、当財団では、年1回、以下の書類の提出を義務としています。

(奨学金受給2年目以降からの提出となります。)

(1)成績証明書	前年度分
(2)在学証明書	当年4月1日以降に発行されたもの
(3)所得証明書	生計を一にするご家族の住民税課税所得の通知書又は証明書(写し)を提出
(4)生活報告書	指定書式に必要事項を記入

これらの義務を果たせない場合には、奨学金の給付を中止することがあります。

9. 奨学金給付の停止、打ち切り

奨学生が休学や長期にわたって欠席する場合、又は学業などの状況によっては、奨学金の給付を停止することがあります。

また、奨学生が次のいずれかに該当した場合、奨学金の給付を打ち切り、該当期間中に給付を受けた奨学金を一括して返還しなければならないことがあります。

- (1) 在学する大学等で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき

- (3) 学業成績又は操行が著しく不良になったとき
- (4) 在学する大学等を退学したとき又は卒業が不可能であることが明らかとなったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) その他上記「1. 応募資格」に定める奨学生としての資格を失ったとき

10. お問い合わせ先

一般財団法人フソウ育英会 事務局 〒761-8551 香川県高松市郷東町 792-8
TEL : 087-881-0216 / FAX : 087-881-0219 / URL : <https://www.fuso-ikueikai.or.jp>

ご不明点等につきましては、電話のほか、当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」へお気軽にご連絡ください。

応募書類等チェックシート

◇ このチェックシートは、在籍高等学校等へ提出する前に、奨学金応募に必要な書類等が揃っているかをご自身でご確認いただくためのものです。
奨学金応募書類に同封して、在籍高等学校等へご提出ください。

《 応募者が作成する書類等 》

書類名	数量	押印	応募者 チェック欄
1-1. 願書 (印刷設定：用紙サイズ A4、両面印刷)	1	-	
1-2. 願書（作文） (印刷設定：用紙サイズ A4、両面印刷)	1	-	
2. 個人情報の取扱いに関する同意書 ^(※1)	1	要	
3. 応募者情報及び身元保証書 ^(※1)	1	要	
4. ビデオレター (録画面接ツールを利用し、募集期間終了日までに送信)	1	-	

(※1) 署名は、自筆でご記入ください。押印は、署名されたご本人の印鑑をご使用ください。

《 応募者がご家族と準備する書類 》

書類名	数量	押印	応募者 チェック欄
1. 所得証明書	(※2)	-	
2. 住民票	1	-	

(※2) 生計を一にするご家族で所得のある方、各1部必要です。

《 応募者が在籍高等学校等から取得する書類 》

書類名	数量	押印	応募者 チェック欄
1. 成績証明書 ^(※3)	1	-	
2. 奨学金推薦書	1	要	

(※3) 対象進学先 i ~ iv については2年次まで、v ~ vi については4年次までの成績が分かる証明書をご提出ください。